

浦安市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和6年4月策定

1 目的

浦安市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、浦安市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2 位置付け

アクションプログラムは、浦安市耐震改修促進計画第3に基づき策定する。

3 対象区域

アクションプログラムの対象区域は、浦安市全域とする。

4 対象建築物

アクションプログラムの対象建築物は、昭和56年5月31日以前に着工された木造の在来軸組工法による居住の用に供する一戸建ての住宅（居住以外の用に供する部分の床面積の合計が当該住宅の延べ面積の2分の1以上であるもの又は50㎡を超えるものを除く。）で、地上階数が2以下のものとする。

5 取組内容

毎年度、以下の計画に関して、取組内容を設定するとともに、実績及び進捗状況を把握・自己評価し、プログラムの充実と課題の改善を図る。

（1）財政的支援

- i）住宅の耐震診断費に対する一部補助を実施
- ii）住宅の耐震改修費（補強設計費、工事監理費を含む）に対する一部補助を実施

（2）普及啓発等

- i）住宅所有者に対する直接的な耐震化を促す取組
- ii）耐震診断を支援した住宅の所有者に対する耐震化を促す取組
- iii）改修事業者の技術向上及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組
- iv）耐震化の必要性に係る普及啓発

6 取組状況の公表

毎年、当該年度の取組内容、目標及び前年度の実績を別紙に記載し、市のホームページにて公表する。